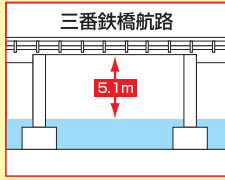
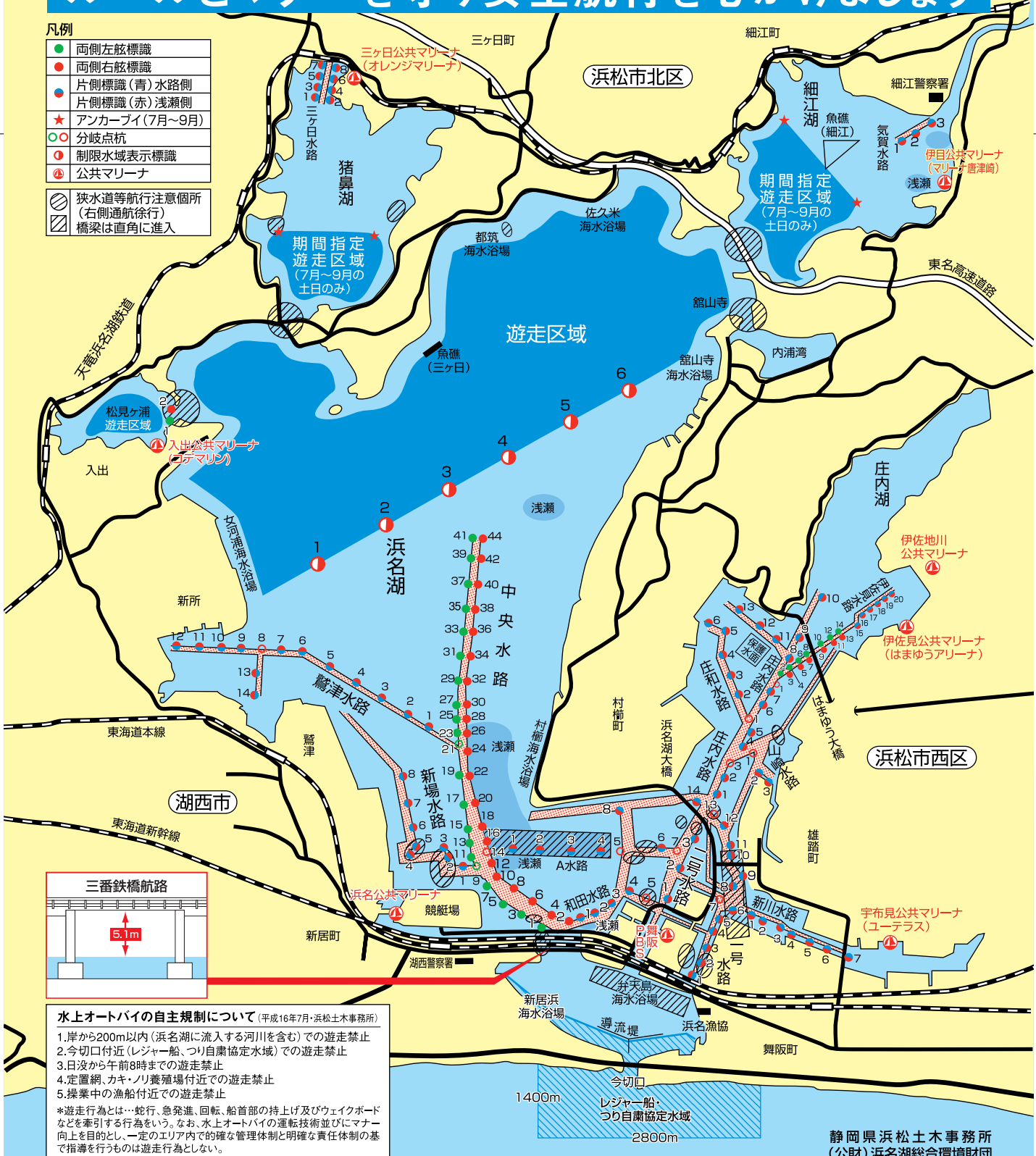


ルールとマナーを守り安全航行を心がけましょう

凡例

●	両側左舷標識
●	両側右舷標識
●	片側標識(青)水路側
●	片側標識(赤)浅瀬側
★	アンカービ(7月~9月)
○	分岐点杭
○	制限水域表示標識
④	公共マリーナ
⊘	狭水道等航行注意箇所(右側通航徐行)
⊘	橋梁は直角に進入



水上オートバイの自主規制について (平成16年7月・浜松土木事務所)

1. 岸から200m以内(浜名湖に流入する河川を含む)での遊走禁止
2. 今切口付近(レジャー船・つり自粛協定水域)での遊走禁止
3. 日没から午前8時までの遊走禁止
4. 定置網、カキ・ノリ養殖場付近での遊走禁止
5. 操業中の漁船付近での遊走禁止

*遊走行為とは…蛇行、急発進、回航、船首部の持ち上げ及びウェイクボードなどを牽引する行為をいう。なお、水上オートバイの運転技術並びにマナー向上を目的とし、一定のエリア内の的確な管理体制と明確な責任体制の基で指導を行うものは遊走行為としない。

注: 漂砂により浅瀬が変わることがあります。案内図を過信することなく安全に航行してください。

静岡県浜松土木事務所
(公財) 浜名湖総合環境財団
2013.12.5000